

日常生活を支援します

在宅高齢者向け福祉サービスをご利用ください

【問い合わせ先】 介護高齢福祉課 ☎ 22・9634 FAX 26・3950

①緊急通報システム

自宅で急な発作や体の異常を感じた時に、緊急ボタンを押すと受信センターにつながり、状況に応じて、家族や協力員に連絡したり、救急車の出動を要請するシステムです。受信センターでは毎月1回、利用者宅に電話をかけ健康状態を確認するとともに、看護師が24時間体制で利用者からの健康相談に応じます。

また、希望者のみ、一定時間動きがない場合、自動的に受信センターに通報する「人感センサー」を設置できます。(別途料金がかかります)

○対象者

市内在住で、緊急時に不安のある65歳以上の一人暮らしの人、または65歳以上であり同居者が障がいなどで緊急時に対応できない世帯の人(日中のみの独居は対象外)

○自己負担

1. 生活保護世帯の人、市民税非課税世帯の人または介護保険料の所得段階が第1段階〜第3段階のみで構成される世帯の人

・・・無料

2. 市民税課税世帯の人

・・・1,000円/月

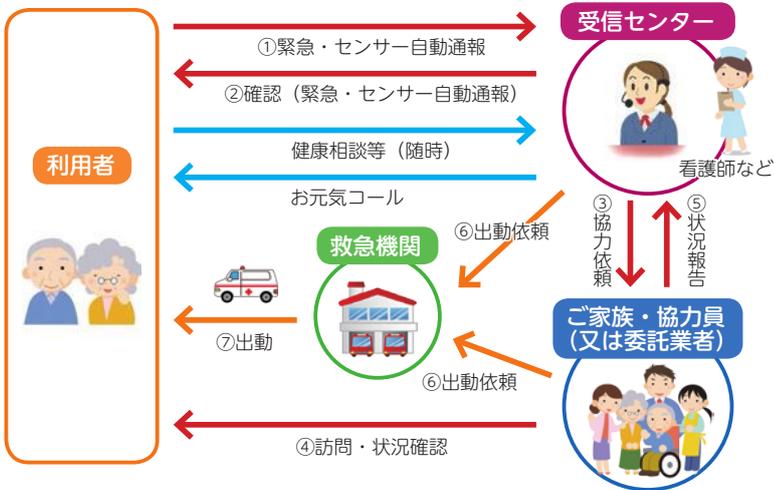
人感センサーを利用する場合は、生活保護・非課税者などに関わらず、別途300円/月が必要です。

※固定電話の回線を利用し設置します。電話回線によっては設置でき



※防水機能付きで、お風呂でも使えます。

緊急通報システムのしくみ



ない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。
○利用方法
介護高齢福祉課・各支所住民福祉課へ申請してください。

②徘徊高齢者 家族支援サービス

認知症などの理由により外出中に行方不明になるおそれのある高齢者が増えています。行方不明になった場合、発見に時間がかかると生存率が低下し、生命の危険が迫ります。

市では、携帯電話・スマートフォン・パソコンなどから居場所を検索できるGPS機能付端末の初期導入経費を助成しています。機器は手のひらサイズで2種類あり、利用者のニーズに合わせて選択できます。機能や利用料などはそれぞれ異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

○対象者

市内在住で、65歳以上の行方不明になるおそれのある人を介護している家族

○利用方法

介護高齢福祉課・各支所住民福祉課へ申請してください。



◆ 応急診療所だより

お薬手帳を活用しましょう

市では、「お薬手帳は1冊運動」をすすめています。お薬手帳を1冊にまとめることで、いつもと違う医療機関や薬局に行っても、飲んでる薬や治療歴が分かり、薬の危険な飲み合わせや、同じ薬を二重に処方することを防ぐことにつながります。

また、近年では、かかりつけ薬剤師やかかりつけ薬局を持つこともすすめられています。

お薬手帳を持つこと、1冊にまとめることのメリットはこれだけではありません。

お薬手帳を持参し、かつ6ヶ月以内に同じ薬局を利用することで、薬局で支払う一部負担金が安くなる場合があります。

国民健康保険に加入し、自己負担割合が3割の人の場合、1回の通院で40円軽減され、仮に1カ月に計4回薬を処方されると、1年で1,920円、5年で9,600円安くなる計算になります。

一方、国民健康保険制度で考えた場合、自己負担割合が3割であれば、残りの7割は加入者の皆さんが納める保険税で負担することになりますので、医療費全

【問い合わせ】医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673



体の削減にもつながります。

また、医療費の削減に向けては、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及もすすめられています。国において、2020年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%とする目標が示され全国的に取り組みがすすめられています。



《お盆の応急診療所》市民の皆さんの命と健康を守るために、休日・夜間に急な病気やけがをしたときに応急医療が受けられる診療所を開設しています。お盆も次のとおり開設します。

	8月13日(月)	8月14日(火)	8月15日(水)
午後8時～11時	○	○	○

受付は診療終了時刻の30分前までにお申し込みます。応急診療所の所在地、連絡先などは、23ページをご覧ください。

◆ 証明窓口業務延長のご案内

毎週木曜日は証明窓口を延長しています

【問い合わせ】戸籍住民課
☎ 22-9645 FAX 22-9643

【とき】毎週木曜日 午後7時30分まで
※祝日・年末年始を除く。

【ところ】戸籍住民課・課税課・収税課
※各支所住民福祉課では延長していません。

【取扱業務】

◆ 戸籍住民課

- 住民票の写しの交付
 - 住民票記載事項証明書の交付
 - 戸籍謄本（全部事項証明）の交付
 - 戸籍抄本（個人事項証明）の交付
 - 除籍・改製原戸籍謄抄本の交付
 - 身分証明書の交付
 - 印鑑登録
 - 印鑑登録証明書の交付
 - 通知カードの交付
 - マイナンバーカードの交付 ※予約制
- ※証明書交付時には「本人確認書類」（運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど官公署発行の写真が貼付された書類）を提示してください。

※本人確認書類を持っていないときや、代理人申請のときは、来庁日当日の印鑑登録はできません。

※戸籍の届け出は証明窓口では取り扱いできませんので、本庁・各支所の守衛室（宿直室）へお越しください。（上野支所を除く。）

※転入届などの住民異動届は取り扱いできません。

◆ 課税課

- 原動機付自転車などの登録・廃車手続き
- 住民税に関する相談

◆ 収税課

- 所得証明・課税証明書・営業証明・軽自動車車検用納税証明書の交付
- 市税の収納・納税相談

【担当課】

戸籍住民課 ☎ 22-9645 FAX 22-9643

課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618

収税課（市税の収納・相談）☎ 22-9612

（税証明関係）☎ 22-9615 FAX 22-9618